



2021年度

有機 J A S フォローアップ研修会

研修会のご参加、ありがとうございます。

フォローアップ研修会は、13：30から開始します。
しばらくお待ちください。

(公財)自然農法国際研究開発センター

認証部



➡ 2021年度 フォローアップ研修会

➡ （公財）自然農法国際研究開発センター



【研修内容】

- 有機JASの運用改善
 - サンプリング調査、リモート調査
 - 資材評価の負担軽減
- 有機JASのQ & Aの改訂
- 有機農産物のJAS資材評価手順書の改訂
- 有機認証業務規程の改定
 - 業務委託（有機JAS資材評価業務）の廃止
 - 輸出証明書等の発行に関する事務要綱
- その他 情報提供
 - 玄米・精米の表示制度の改正
 - 有機農業の推進に関する情報（令和3-4年度の交付金等予算概要）

事業者の負担軽減策として、以下の3つを実施（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&Aを改正）。

① グループ認証におけるほ場のサンプリング調査の導入

- ✓ 事業者がグループで生産に取り組む場合、実地調査は全てのほ場を対象にJAS規格適合性を確認するのが原則であるが、生産行程管理者等が全てのほ場でこれを確認している等の条件が満たされれば、ほ場のサンプリング調査も認める。

➡ 認証に係る調査時間及び認証費用の削減。

② 登録認証機関が事業者に対して行う実地調査へのリモート調査の導入

- ✓ 登録認証機関が事業者に対して行う実地調査は、訪問調査を原則とするが、2回目以降の実地調査について、前回調査の結果を踏まえて訪問調査を要しないと事前に判断されている等の条件が満たされれば、リモートを活用した調査も認める。

➡ 登録認証機関の旅費、認証に係る調査時間及び認証費用の削減。

③ 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストの農林水産省HPへの公表

- ✓ 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストについて、農林水産省がホームページに一元的に公表。

➡ 事業者は、有機JASで利用できる資材について、公表された資材を使用する限り、登録認証機関や資材メーカーへの個別の問い合わせが不要。

有機JASの運用改善について

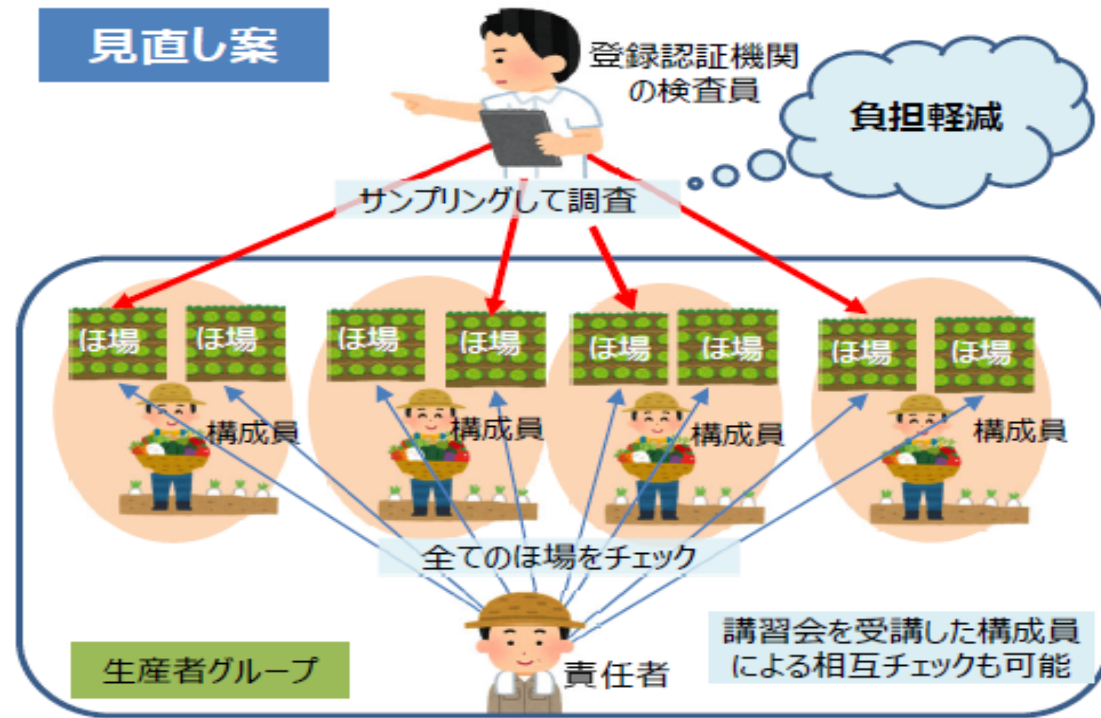
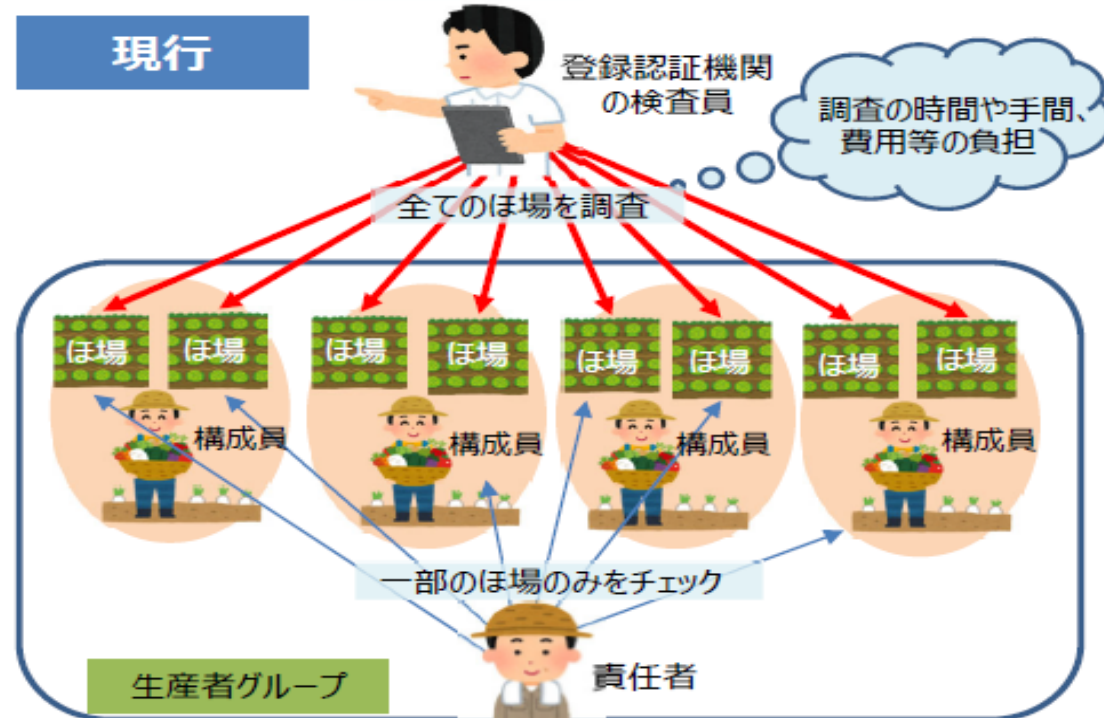
①グループ認証におけるほ場のサンプリング調査の導入

有機JAS認証事業者がグループで生産に取り組む場合、実地調査は全てのほ場を対象にJAS規格適合性を確認するのが原則ですが、生産行程管理者等が全てのほ場でこれを確認している等の条件が満たされれば、ほ場のサンプリング調査も認めることとしました。

(有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機資料のJASQ&A [問35-6参照](#))

ほ場のサンプリング調査の導入

- 現在、生産者はグループは、新規認証、年次調査ともに、全てのほ場が登録認証機関の实地調査を受けることを義務付けているところ。
- 一定の条件の下、年次調査において、リスクに応じてサンプリングしたほ場のみを対象として实地調査を受けることを選択可能とする。



サンプリング調査の条件

- ・ 講習会を受講したグループの責任者等が、全てのほ場や管理状況をチェックし、問題がある場合は対応していること。
- ・ 登録認証機関は、上記のチェック等に問題がないことを、年次調査の際に確認すること。
- ・ 登録認証機関がサンプリングを行う数は、リスクに応じて決定し、10又は総ほ場数の平方根以上とすること。(P)
- ・ 登録認証機関がサンプリングの対象とするほ場は、リスクに応じて選ぶこと。

※ 米国、EU、カナダにおいてもサンプリング調査が認められている。

有機JASの運用改善について

②登録認証機関が有機JAS認証事業者に対して行う実地調査へのリモート調査の導入

登録認証機関が有機JAS認証事業者に対して行う実地調査は、訪問調査を原則としますが、2回目以降の実地調査について、前回調査の結果を踏まえて訪問調査を要しないと事前に判断されている等の条件が満たされれば、リモートを活用した調査も認めることとしました。

(有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機資料のJASQ&A [問35-7参照](#))

「リモート調査」とは、
その名の通り、リモート（遠隔）で行う年次の
調査のことです。

- 通常、検査員が認証事業者を訪問し、実地において施設、ほ場の管理状況や記録や書類の確認を行っていることを、**テレビ会議システム（ZOOM等）のオンラインツールとパソコンやタブレット・スマートフォン等のモバイル機器を組み合わせ、遠隔で行うことをいいます。**

下記のような事業者には、「リモート調査」が可能です。

- ・インターネット環境が整っていて、テレビ会議システムでの対応ができる
- ・有機食品を生産、製造している施設が少なく、それら施設の管理状況を写真や動画で提供できる
- ・記録や伝票などの帳票・書類がデジタル化でき、電子メールでの送受信ができる

Etc.

※当センターでは、現在、新年度から運用できるように現在手順書を整備しているところです。

有機JASの運用改善について

③生産者による資材評価の負担軽減案

1) 生産者は、登録認証機関と資材協等が外部委託契約を結んでいなくても、資材リストに掲載された資材を使用可能とする。

⇒ 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストの農林水産省HPへの公表

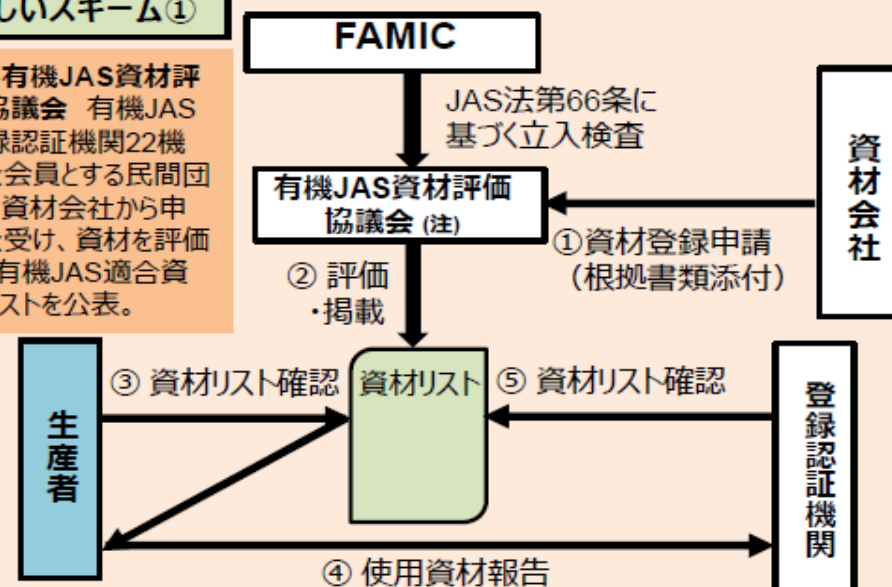
- 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストについて農林水産省がホームページに一元的に公表
- 有機JAS認証事業者は、有機JASで利用できる資材について、公表された資材を使用する限り、登録認証機関や資材メーカーへの個別の問い合わせが不要。

生産者による資材評価の負担軽減案

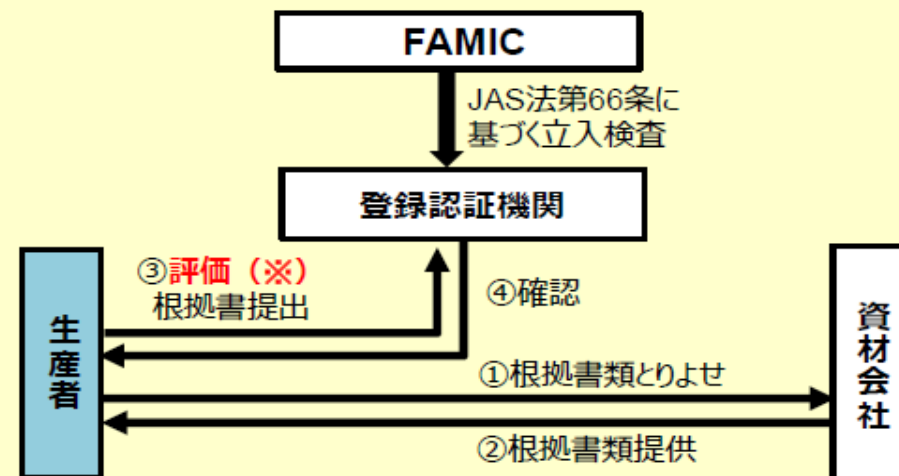
1. 生産者は、登録認証機関と資材協等が外部委託契約を結んでいなくても、資材リストに掲載された資材を使用可能とする。
2. 肥料等の評価について、確認しなければならない化学物質等を明確化し、生産者による資材評価を容易にする。

新しいスキーム①

(注)有機JAS資材評価協議会 有機JAS登録認証機関22機関を会員とする民間団体。資材会社から申請を受け、資材を評価し、有機JAS適合資材リストを公表。

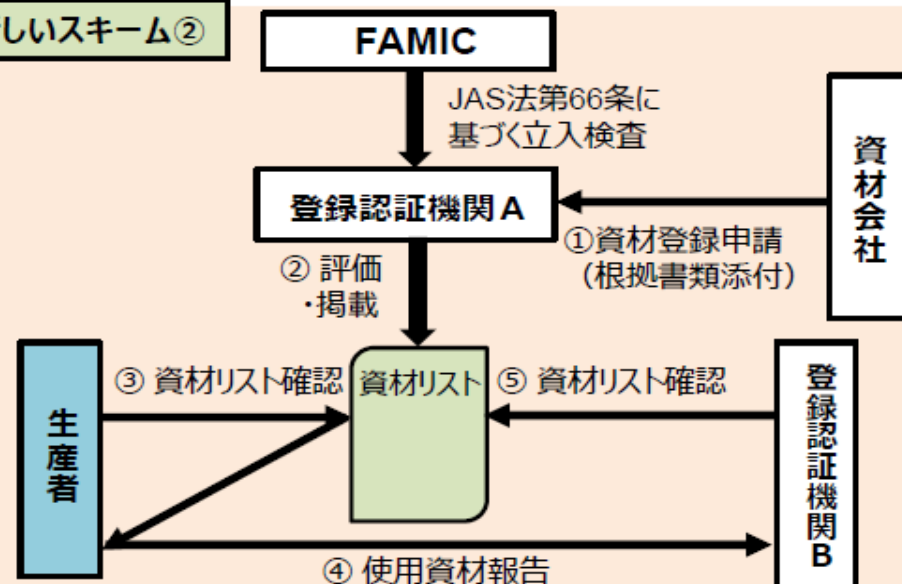


これまでのスキームも評価方法を緩和して併存



※ 確認しなければならない化学物質等の明確化により、資材リストに掲載されていない肥料等を使用する場合であっても、ポイントを絞った確認が可能となり、評価が容易に。

新しいスキーム②



新しいスキーム①②

資材リストを作成する登録認証機関等の条件

- ・資材の認証を行っていること。
- ・資材のリストを公表していること。
- ・原材料変更をフォローする体制（メーカーとの契約、再評価等）を持っていること。
- ・資材評価に係る債務に対する備えがあること。
- ・資材評価に関するFAMICの立入検査を受けること。



有機農産物のJASに関する資材情報：

https://www.maff.go.jp//j/jas_kikaku/yuuki_shizai.html

○一般社団法人 有機JAS資材評価協議会

<https://www.yuhyokyo.com/list/>

○特定非営利活動法人 日本有機農業生産中央会

www.yu-ki.or.jp

○株式会社 **ACCIS**

<https://www.accis.jp/jas8.html>

[リンク先から探す](#)[組織別から探す](#)[キーワードから探す](#) Google 検索

検索

[会報・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [新事業・商品施策](#) > [JAS](#) > [JASについて](#) > [有機食品の検査認定制度](#) > [有機農産物のJASに関する資材情報](#)

有機農産物のJASに関する資材情報

有機資材情報

有機資材リスト及び有機資材の評価方法について



有機JASで使用可能な資材のリスト

有機JAS資材評価に適合する有機JAS登録生産者
の申請によって有機JASへの適合性が確認された資
材のリスト



有機農産物のJAS資材評価手順書 (PDF: 531KB)

有機農産物のJASにおいて利用可能な資材の評
価方法をまとめた手順書



③生産者による資材評価の負担軽減案

2. 肥料等の評価について、確認しなければならない化学物質等を明確化し、生産者による資材評価を容易にする。

⇒ **資材評価手順書の改訂** (配布資料参照)

有機農産物の JAS

資材評価手順書

令和 3 年 10 月

新事業・食品産業部食品製造課

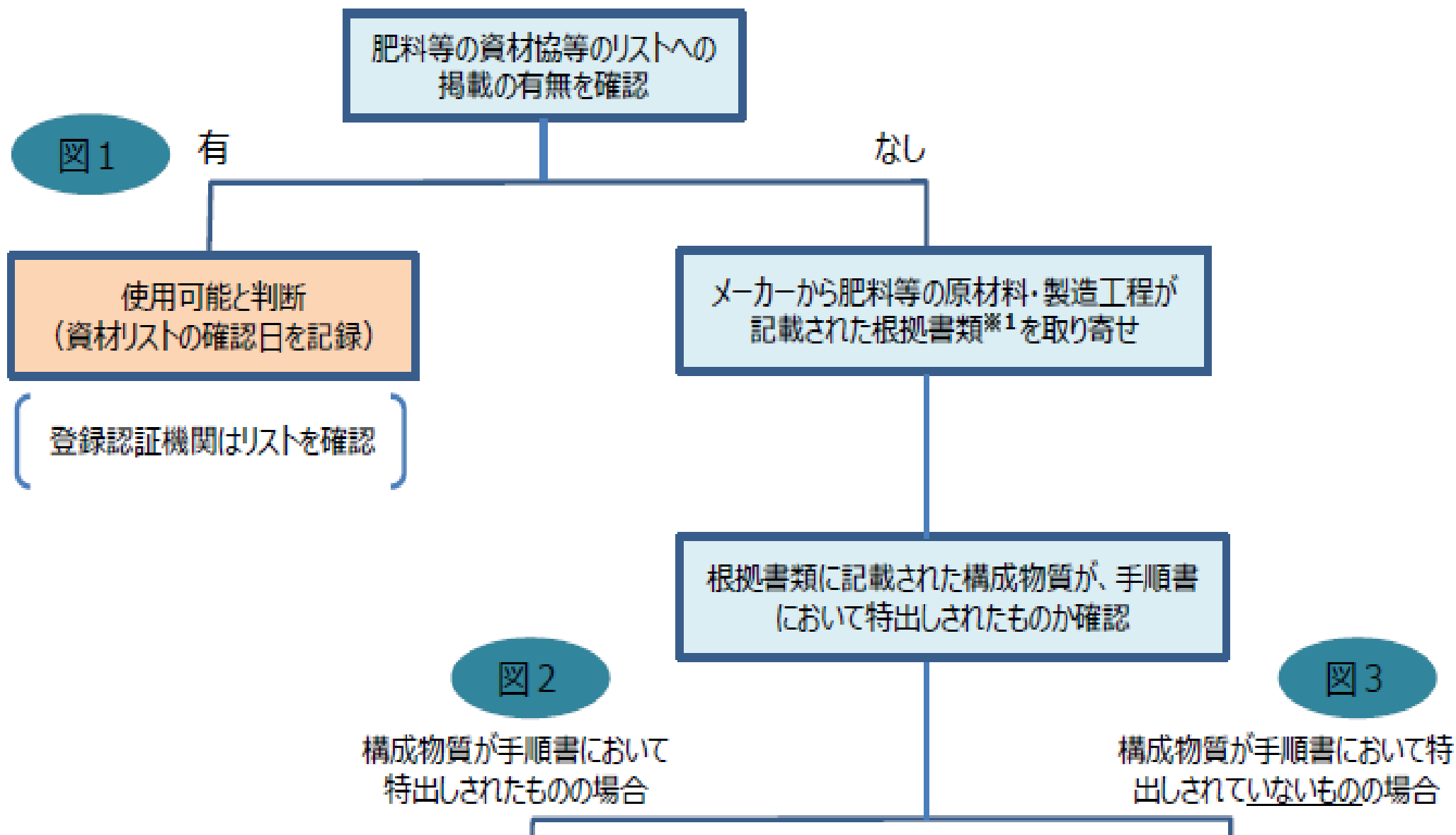


図 2

構成物質が手順書において
特出しされたものの場合

※ 2

手順書においてネガ化された化学的に
合成された物質等の有無を確認

有

使用不可と判断

なし

使用可能と判断

図 3

構成物質が手順書において特
出されていないものの場合

※ 2

化学的に合成された物質等
の有無を確認

有

使用不可と判断

なし

使用可能と判断

※ 2

構成物質を最終製品まで処理する工程（造粒等）
における化学的に合成された物質等の有無を確認

有

使用不可と判断

なし

使用可能と判断

登録認証機関は事業者の評価が
適切かどうか根拠書類を確認※ 3

③生産者による資材評価の負担軽減案

2. 肥料等の評価について、確認しなければならない化学物質等を明確化し、生産者による資材評価を容易にする。

《改訂概要》

○資材リストの活用、確認すべき化学的に合成された物質等の明確化について記載。

○個別評価手順に「確認すべき工程」を新設。

○コンタミは不適合としない旨を明記。 ※コンタミを許容したわけではありません。

○有機農産物のJAS以外の肥料等の基準に係る記載は削除。

○微生物の培地等について整理（旧手順書に従い適合と評価した肥料をこれまでに施用したほ場、当該ほ場から収穫した農産物は、適合です。）

○泥炭の融雪剤としての使用は、一般管理の項で読む。



○次の事項については、『規格上確認が必要な化学的に合成された物質等の使用に該当しないもの』と整理。

- ①焼成、灰化等に必要な燃料の使用
- ②検疫上必要な肥料等（肥料等の原材料を含む）の燻蒸処理
- ③有機農産物のJAS別表5及び有機加工食品のJAS別表1に掲載された資材をそれぞれ調製用等資材又は添加物として使用した原材料
- ④労働安全衛生上必要な鉱石等採掘時の飛散防止材の使用
- ⑤有機農産物JAS別表1の肥料等同士の混合（硫酸加里と硫酸苦土の反応による硫酸加里苦土の化学合成は除く）

有機認証業務規程の改訂 (配布資料「新旧対照表」参照)

○認証業務規程の改訂

- ➡ (一社)有機JAS資材評価協議会との業務委託の廃止(第20条)
- ➡ 輸出証明書等発行に関する取扱要領の発行(第23・24、56条)

有機JAS資材評価協議会の適合確認済リストから外された資材 (配布資料参照)

2021年に資材協のリストから外れた資材情報（取り下げ資材一覧：公表分）

No.	資材名	事業者名	登録番号 JASOM-以降
1	オルガミンDA	株式会社パルサー・インターナショナル	JASOM-180505
2	The COMPOST	株式会社明豊建設	JASOM-190111
3	植物に力	エスコサポート株式会社	JASOM-161001
4	オーガニック 発酵分離液	日本アルコール産業(株)	JASOM-171114
5	ていーだの恵み オーガニック	日本アルコール産業(株)	JASOM-171118
6	トップマグ	谷商株式会社	JASOM-141125
7	混合石灰肥料60	谷商株式会社	JASOM-141126
8	Gs酵素 K	株式会社Gs酵素	JASOM-180102
9	グリーンフェル	株式会社ニチリウ永瀬	JASOM-180103
10	10.0苦土石灰	岩崎工業株式会社	JASOM-180204
11	10.0粒状苦土石灰	岩崎工業株式会社	JASOM-180205
12	ワクモス堆肥 「鉄ってすごいね」	四国ケージ株式会社	JASOM-191103

有機JAS資材評価協議会の適合確認済リストから外された資材 (配布資料参照)

- 2021年は、資料に掲載されている資材が有機JAS資材評価協議会のリストから削除されています。

【削除となった理由】

- ・ 原材料の入手が困難となったため、製造中止となった。
- ・ 販売実績が伸びず、製造廃止、廃版商品となった。
- ・ 資材リストに掲載されていてもメリットがないと判断した。

今後は、複数の機関が資材リストの公表を行うようになり、同協議会のリストから削除される資材も増えてくると思います。今後は、同協議会の資材リストの更新状況を適宜確認して活用ください。

有機認証業務規程の改訂 (配布資料「新旧対照表」参照)

改 正 案	現 行
有機認証業務規程 <u>2022 年 1 月改訂版</u> 公益財団法人自然農法国際研究開発センター 有 機 認 証 業 務 規 程 目次 第 1 0 章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項 (認証書及び格付の表示の管理等) <u>(輸出証明書等の発行)</u> (報告及び公表) (業務委託契約) 第 2 0 条 <u>この法人は、認証に関する業務の一部を外部に委託しないこととする。</u>	有機認証業務規程 <u>2020 年 4 月改訂版</u> 公益財団法人自然農法国際研究開発センター 有 機 認 証 業 務 規 程 目次 第 1 0 章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項 (認証書及び格付の表示の管理等) (報告及び公表) (業務委託契約) 第 2 0 条 この法人が認証に関する評価業務の一部として申請者及び認証事業者が使用する資材の適合性評価を一般社団法人有機 J A S 資材評価協議会に外部委託する場合には、業務委託契約を取り交わすものとする。 2 外部委託先との業務委託契約には、機密保持及び利害の抵触に関する事項を含むものとする。 3 この法人は、外部委託契約した業務に対する全責任を持ち、認証の授与、維持又は格付等の停止請求の解除、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定については、外部の機関に委託しない。 4 理事長は、認証業務改善規程に定める会議において、外部委託機関から提供される情報等によって、その業務の妥当

有機認証業務規程の改訂 （配布資料「新旧対照表」参照）

改 正 案	現 行
(認証の業務に従事する者の職務) 第23条 6 認証部員は、申請書の精査、検査及び調査の計画の策定、検査員及び判定員に渡す資料の精査（事実確認に基づく修正を含む。）、<u>「認証書」の発行、輸出証明書等の発行等の認証業務に関する事務等を行うものとする。</u> (認証業務従事者が有すべき適格性) 第24条 認証業務従事者は、次の適格性を備えていなければならない。 (5) <u>輸出証明書等の発行業務に携わる認証部員は、輸出証明書等発行に必要な知識を有していること。</u> (6) <u>文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。</u> (輸出証明書等の発行) 第58条 <u>この法人は、認証事業者からの要望により、JAS制度と外国の制度との同等性承認に基づく輸出証明書等を発行するものとする。</u>	<u>性を評価する。又、必要に応じて情報を請求するなどの対応を行うものとする。</u> 5 <u>外部委託機関の業務が妥当でないと判断した場合は、契約を保留又は解除するとともに、必要な場合には、過去に委託した業務の妥当性について再評価を行うものとする。</u> 6 <u>認証に関する評価業務の一部の外部委託に関して、申請者及び認証事業者に事前に通知するものとする。</u> (認証の業務に従事する者の職務) 第23条 6 認証部員は、申請書の精査、検査及び調査の計画の策定、検査員及び判定員に渡す資料の精査（事実確認に基づく修正を含む。）、<u>「認証書」の発行等の認証業務に関する事務等を行うものとする。</u> (認証業務従事者が有すべき適格性) 第24条 認証業務従事者は、次の適格性を備えていなければならない。 (5) <u>文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。</u>

有機認証業務規程の改訂 (配布資料「新旧対照表」参照)

改 正 案	現 行
<u>2 輸出証明書等の発行業務は、別に定める「輸出証明書等発行に関する取扱要領」に基づき、実施するものとする。</u> (報告及び公表) <u>第59条</u> この法人は、申請者の認証をしたときは、遅滞なく次に掲げる事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により、これらの事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの。）を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、JAS法施行規則別記様式第5号をもって遅滞なく報告するものとする。 (基準等改正時の措置) <u>第60条</u> (財務及び債務) <u>第61条</u> (規程の変更) <u>第62条</u> (補則) <u>第63条</u> この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。	(報告及び公表) 第58条 この法人は、申請者の認証をしたときは、遅滞なく次に掲げる事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により、これらの事項（これらの事項に変更があったときは、変更後のもの。）を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、JAS法施行規則別記様式第5号をもって遅滞なく報告するものとする。 (基準等改正時の措置) 第59条 (財務及び債務) 第60条 (規程の変更) 第61条 (補則) 第62条

有機認証業務規程の改訂 (配布資料「新旧対照表」参照)

○認証業務規程の改訂

■ 輸出証明書等発行に関する取扱要領の発行(第23・24、56条)

輸出証明書等発行に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第58条第2項により行う輸出証明書等の発行の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国及び農林物資の種類)

第2条 輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国は、アメリカ合衆国、英国、カナダ、スイス、欧州連合の加盟国並びに台湾とする。

2 輸出証明書発行業務の対象とする農林物資は、有機農産物及び有機加工食品とする。

(輸出事業者登録申請)

玄米・精米の表示制度の改正①（令和4年3月31日施行）



精米年月日表示に関する基準の改正について

農林水産省において行われた農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会の議論を踏まえた農林水産省の要請を検討した結果、基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、調製時期、精米時期及び輸入時期について、「年月日」表示に加えて「年月（上/中/下旬）」表示ができるように改める。

改正案 別表第3

食品	玄米及び精米			
用語	現行	調製年月日	精米年月日	—
	改正案	調製時期	精米時期	輸入時期
定義	現行	原料玄米を調製した年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日をいう。	—
	改正案	原料玄米を調製した年月旬又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月旬又は年月日をいう。	玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。

改正案 別表第24

食品	玄米及び精米	
表示事項	現行	調製年月日、精米年月日又は輸入年月日
	改正案	調製時期、精米時期又は輸入時期
表示の方法	現行	玄米にあつては調製年月日を、精米にあつては精米年月日を、輸入品であつて調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては輸入年月日を年月日の順で表示する。ただし、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を表示する。
	改正案	玄米にあつては調製時期を、精米にあつては精米時期を、輸入品であつて調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては輸入時期を年月旬又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。

お米の一括表示の例

農産物検査済の単一原料米（精米）

名 称	有 機 精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米 〇〇県 コシヒカリ 2020年		
内 容 量	5 kg		
精米 <u>時期</u>	2020年11月10日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 静岡県熱海市〇〇 ▲▲-×× 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

農産物検査済の単一原料米（玄米）

名 称	有 機 玄 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米 〇〇県 コシヒカリ 2020年		
内 容 量	10 kg		
調製 <u>時期</u>	2020年10月10日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 静岡県熱海市〇〇 ▲▲-×× 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

玄米・精米の表示制度の改正② (配布資料参照)

令和3年7月から
玄米・精米の表示制度が変わります。



- 農産物検査による証明を受けていない場合であっても、表示事項の根拠資料を保管することで、**産地・品種・産年**の表示ができるようになります。
- 農産物検査証明による、〇〇ライス確認による等、**表示確認方法を任意で表示**できるようになります。
- 生産者名など、**消費者の選択に資する適切な情報**を一括表示枠内に表示できるようになります。

表示例

<農産物検査による証明があるもの>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 ○○県 ○○○ヒカリ 令和○年産 農産物検査証明による		

「農産物検査証明による」や「農産物検査済」等の農産物検査法による証明を受けている旨について**任意で表示**できるようになります。

<農産物検査による証明がないもの>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 ○○県 ○○○ヒカリ 令和○年産 ○○ライス(生産者名)確認による		

これまでは、農産物検査法による証明を受けていない場合、品種と産年を表示することはできませんでしたが、産地・品種・産年の表示事項の根拠となる資料を保管すれば当該**産地・品種・産年の表示**ができるようになります。

表示確認方法についても、任意で表示できるようになります。



有機農業の推進に関する情報

- みどりの食料システム戦略
- 令和3年度補正予算、4年度の予算概要について

(pdf資料)